

# 婚礼利用規約

本約款は結婚式・披露宴を行う予定であるお客様と当館との相互の信頼を高め、結婚式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

なお、この約款の解釈・運用につきましては、お客様及び当館双方の利益を考慮させていただきます。

## 第1条 [契約の成立]

申込者の申込書への署名及び所定の申込金の支払いをもって契約は成立いたします。なお、申込金は挙式・披露宴の代金または解約金の一部として取り扱いますので、返金はいたしかねます。

## 第2条 [挙式・披露宴時間の設定と時間変更]

会場の使用時間は、あらかじめお客様と取り決めさせていただきました時間内といたします。お客様のご都合により、あらかじめ取り決めました披露宴時間を超過した場合には、所定の超過料金(延長料金)を頂戴します。ただし、次の会場使用時間との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございます。

## 第3条 [披露宴会場利用時間及び延長料金]

当ホテルでは、披露宴会場利用時間は原則として2時間30分といたします。プランナーと打ち合せ時、明らかに規定時間を越えると予想される場合は各会場の利用が可能な限り延長料金にてご案内致します。延長料金は会場によって異なります。延長時間は30分単位で下記の料金が発生いたします。

### 延長料金

披露宴会場	延長料金
大宴会場……………	¥50,000(税サ別)
中宴会場……………	¥30,000(税サ別)
小宴会場……………	¥20,000(税サ別)

## 第4条 [人数確定後の変更]

挙式・披露宴当日を含む10日前の17時までに、最終人数を確定させていただきます。最終人数を確定した後に、披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、既に発注その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。料理についての取消料は、前々日は50%、前日は80%、当日は100%頂戴いたします。宿泊料については宿泊日の前日の取り消しは20%、当日は80%、無連絡は100%頂戴いたします。

## 第5条 [お客様による衣装・引出物等の手配]

お客様のご都合により、衣装・引出物等を用意される場合は、別に定める細則により取り決めさせていただきます。

#### 第6条 [お客様による装飾・余興などの手配]

お客様のご都合により、装飾・余興等を業者に直接手配される場合には、挙式・披露宴を円滑に行うため、事前に会場との調整をお願いいたします。

#### 第7条 [費用の支払期日]

挙式・披露宴のお見積り金額の70%以上の内金を、挙式・披露宴の7日前までに現金または当館指定銀行口座にお振込みください。特別な事項が発生した場合は担当者までご連絡ください。なお、当日、飲食等変動があった場合には、挙式披露宴終了後7日以内に最終請求書を発送いたしますので、到着日より10日以内に現金または当館指定銀行口座に全額お振込みください。

#### 第8条 [お客様による解約]

お客様のご都合で、既に契約された挙式・披露宴を解約される場合には、解約料金を頂戴します。(挙式予定日より遡って日数を計算いたします)その額は以下の通りです。申込金は解約料金に充当いたします。ここでのお見積とは解約時点でのお見積金額です。

#### (解約料)

- ① 挙式より365日以前  
申込金(105,000円)の全額
- ② 364日目を降180日目まで  
申込金の全額および衣装等外注品の解約金の額
- ③ 179日目を降150日目まで  
申込金の全額および印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ④ 149日目を降120日目まで  
お見積金額の10%、実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑤ 119日目を降90日目まで  
お見積金額の20%、実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑥ 89日目を降60日目まで  
お見積金額の30%、実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑦ 59日目を降30日目まで  
お見積金額の40%、実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑧ 29日目を降10日目まで  
お見積金額の50%、実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑨ 9日以降前日まで  
お見積金額の70%、実費、並びに衣装等外注品の解約金の額

⑩ 当日

お見積金額の全額

- ⑪ お見積金額やお人数が未確定の場合は、契約時の基本お見積り金額または予定のプランを適用し、人数に関しては、申込書の記入人数を適用させていただきます。

- ※1 衣装等別途外注先等によるご利用規約の定められているものは、その定めによるものとします。
- ※2 実費とは、既にご利用頂いている商品並び既に発注済みの商品の料金です。代表的なものとして以下のものがあります。
- ①結婚式招待状等の印刷物②結婚式の写真・ビデオの前撮り撮影費用③結婚式司会者・美容師・カメラマンに対して支払う補償料等④キャンセル及び再販不可となった引出物・記念品等
- ※3 解約の場合、お見積金額からサービス料は除きます。
- ※4 挙式・披露宴の日程変更の場合  
挙式・披露宴の予定日より90日前までの日程変更は1回限り、無料で承ります。2回目以降の日程変更については、事務手数料として5万円(別途消費税)を承ります。
- ※5 日程変更後の解約につきましては日程変更時点、もしくは解約時点のどちらか解約料金の高い金額を申し受けます。

お客様のご都合で、日程変更される場合には、以下の通りの変更料を頂戴します。

**(変更料)**

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ① 挙式日より89日目以降60日目まで | お見積り金額の10%、実費 |
| ② 59日目以降30日目まで      | お見積り金額の20%、実費 |
| ③ 29日目以降10日目まで      | お見積り金額の30%、実費 |
| ④ 9日目以降2日目まで        | お見積り金額の50%、実費 |
| ⑤ 前日、当日             | お見積金額の全額      |

※1 日程変更はお申込書に記載した挙式予定日より1年以内のお日にちで変更をお願いいたします。

※2 日程変更により特典やプランの変更がある場合がございます。

第9条 【お客様に対する解約】

以下の場合には、挙式・披露宴をご解約させていただきます。

- ① お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または関係者であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反のおそれがある場合
- ② 他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
- ③ 必要以上の交渉や言動等により、今後円滑に行うことが困難であると判断させていただいた場合
- ④ 天災その他、会場側の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合

なお、上記のご解約につきましては、ご解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。

#### 第10条 [施設内における事故・盗難]

施設内において発生した事故・盗難につきましては、当館では一切責任を負いませんので十分ご注意ください。

#### 第11条 [損害賠償]

お客様は、お客様ご本人、お客様が直接依頼された業者または披露宴にご出席のお客様、その他お客様の関係者様が、ホテルの施設、什器備品等を破損・損傷することのないように十分ご注意ください。万一当ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷された場合は、お客様あるいはお客様の関係者が速やかにその修復を行うか、又はその修理・損害賠償金をご負担いただきます。

#### 第12条 [禁止事項]

法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止します。

(禁止事項の例示)

- ① 大音響を発するものの持ち込み
- ② 盲導犬・介護犬・聴導犬以外の敷地内へのペットの持ち込み
- ③ 引火・発火のおそれのあるものの持ち込み
- ④ 悪臭を発するものの持ち込み
- ⑤ 危険な行為
- ⑥ 備品の移動・損傷・汚損
- ⑦ その他結婚式、披露宴に関する使用目的以外の利用

#### 第13条 [個人情報の取り扱い]

ご予約いただいたお客様の個人情報は、当館において厳重かつ適正に管理いたします。また、以下の目的以外には利用はいたしません。

- ① 婚礼に関するお客様への各種ご連絡及び新商品プラン、イベント等に関する情報のお知らせ、アンケート等
- ② 挙式・披露宴で必要な範囲での衣装、美容着付け、写真、招待状、引出物等当館と機密保持契約を締結している指定業者への連絡。
- ③ 警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等

#### 第14条 [その他]

- ① 施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品等の変更や修繕を行う場合があります。
- ② その他約款に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。